

産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県草津市若竹町8番38号

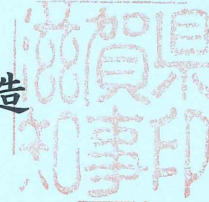
氏名 有限会社湖南地区資源開発センター
代表取締役 権田五雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和 4 年 6 月 21 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 20 日



1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔破碎〕

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上 7項目）

事業の区分：中間処理〔熔融〕

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

（以上 1項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 破碎施設

設置場所 : 滋賀県草津市馬場町字岩川原1200番地23

設置年月日 : 平成19年3月12日

処理能力 : 廃プラスチック類3.28t/日(8時間)、紙くず2.99t/日(8時間)、木くず4.81t/日(8時間)、繊維くず1.20t/日(8時間)、ゴムくず5.52t/日(8時間)、金属くず7.05t/日(8時間)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず10.61t/日(8時間)

施設の種類 : 熔融施設

設置場所 : 滋賀県草津市馬場町字岩川原1200番地23

設置年月日 : 令和5年3月29日

処理能力 : 廃プラスチック類0.64t/日(8時間)

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 6 月 21 日 新規許可
平成 29 年 6 月 21 日 更新許可
令和 4 年 6 月 21 日 更新許可
令和 5 年 3 月 31 日 熔融施設の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

複写無効